



あぐに



新年会・二十歳の集い

2月の主な内容

- 総務課だより 2～6頁
- 民生課だより 7～10頁
- 経済課だより 11頁



■村の人口と世帯数（令和7年12月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	91人	125人	175人	391人 3人増
	女	61人	86人	134人	281人 2人減
計	152人	211人	309人	672人 1人増	
世帯数	101世帯	142世帯	198世帯	441世帯	28世帯増

■ハブの捕獲数（令和7年12月31日時点）

令和7年度	平成29年度からの総数
286匹	1045匹



令和8年の新年会及び二十歳の集い

令和8年の新年会と二十歳の集いが、1月10日(土)離島振興総合センターで行われ、新20歳となる4名をはじめ、多くの方が訪れ、新年と新20歳の門出を祝いました。

式典では上原村長の式辞、与那城義幸栗国村議会議長及び浦崎洋一郷友会長からの祝辞がありました。上原村長からは新20歳に対し「どのような道を歩まれても、栗国島で育ったことに誇りを持ち、そして機会があれば、また島に帰り、その力を活かしてくれることを願っています」と激励しました。



栗国中学校を卒業される方へお知らせ

次に該当する高校生及び学生等は、那覇からの往復運賃の割引が受けられます。

【対象者】

1. 離島出身高校生（村外にある高等学校に進学する者で、父母のどちらかが村内に居住し、住民登録を行っており、かつ、父母のどちらかと同じく村内に住民登録を行っていた離島出身高校生）
2. 離島出身学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校に在学する者で父母のどちらかが村内に居住し、住民登録を行っており、かつ、父母のどちらかと同じく村内に住民登録を行っていた離島出身学生等）

【必要なもの】

1. 学生証又は在学証明書、住所が確認できる書類及び保護者の住所が確認できる書類の提出が必要です。

※現在使用している離島住民割引運賃カードを持参して下さい。

沖縄県離島住民割引運賃カード
(離島出身学生等)



入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、
「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。
- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



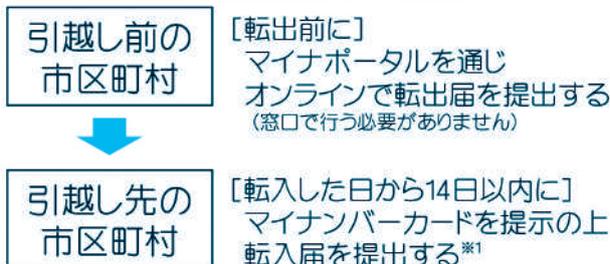
（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）



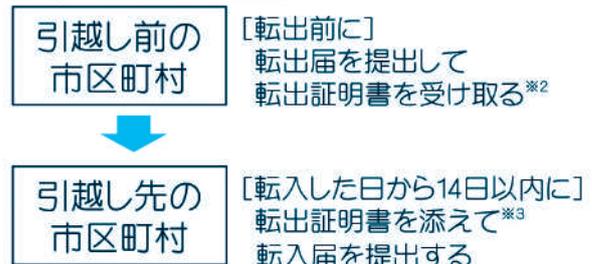
◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

＜オンラインでの届出（推奨）＞



＜窓口での届出＞



◎同一の市区町村内で転居する場合



- *1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- *2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- *3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

※総務省からの提供資料

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。

住民票の手続きQ&A

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！



- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転出届」をマイナポータルを通じてオンラインにより、又は郵送により提出することで、転出証明書の発行なしで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 転入届は、転入した日から14日以内に提出してください。
- 引っ越しをした際には「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

Q 選挙の投票はどうなるの？

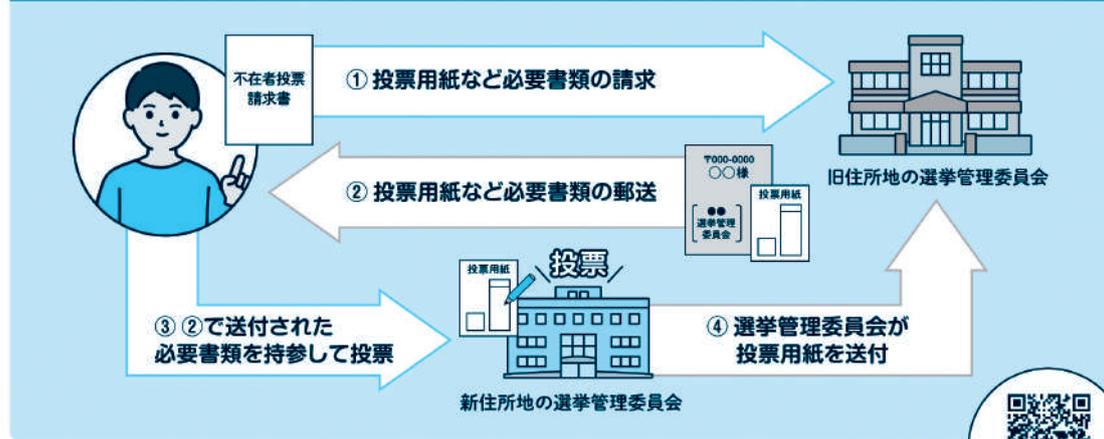
住民票を移してから3ヶ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。

- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

選挙の日に引っ越し前の住所地に行けない場合は、不在者投票ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



Q 地元の成人式に出られる？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状送付先の変更など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※総務省からの資料提供

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。



チームに分かれて、街中の電柱をアプリで撮影！
皆さんが撮影した撮影データはインフラ設備の安全維持に活用。
1本撮影することに30円相当の報酬ゲット！

どなたでも参加可能！ 自分の好きな時間で！
参加費 無料 1日だけ 数時間だけでも OK
電柱を撮影すると！ 1本30円相当 ポイント獲得 (次回撮影有効)

開催期間 2026年2月1日(日)～3月22日(日)
開催可能時間 7:00～18:00 **開催場所** 沖縄県 (MAP参照)
※このアプリに集められる電柱の情報は二次元バーコードからデータレタリングをダウンロード！

参加方法
アプリを開いて「沖縄ゾーン」を選択、地図を見ながら電柱を探そう
まだ撮影されていない電柱を見つけたら撮影！
撮影実績に応じてポイントを獲得！
獲得したポイントはAmazonギフトカードなどに交換ができます！



主催 NTT西日本 沖縄電力 GROWTH Grid Hybrid DEA 那覇市



PiOTreee in 沖縄

スマホで電柱を撮影して街に貢献しよう！
ピクトは電柱を撮影することで、地域のインフラ設備の安全を守ることに協力できる社会貢献型ゲームです。

3チームに分かれて電柱を探そう！
電柱を撮影し、電線をつないだ長さなどで勝負！

探す！ 撮影した電柱は自分のチームのものになるぞ！

撮る！ 電柱を探して撮ろう！

つなぐ！ 電柱をコネクットしよう

報酬をゲット！ 報酬をゲットしよう！

まずは電柱を探そう
実際の電柱に近づいてアプリ内のマップ上にある電柱アイコンをタップしよう！

写真を撮影しよう
指定ポイントの電柱の写真を撮影しよう！

電柱をコネクットしよう
電柱アプリを使って自分のチームの電柱同士をコネクット！つないだ長さからポイントになるよ！

ピクトの仕組み

ユーザーが撮影した写真を電柱の点検に活用！
撮影された電柱の画像はインフラ設備会社へ
電柱に異常がないかの保守・点検に活用
地域のインフラ設備の安定維持につながる！

ゲーム時の注意事項

- 交通量が多い道路での撮影 おやめください
- 周囲の人が入らないよう撮影してください
- 私有地へ無断で侵入して撮影は禁止
- 周りの人やものにも配慮して撮影を行いましよう
- 野生動物にも配慮して撮影を行いましよう

お問い合わせ：✉ picture_cs@dea.sg

Amazon GIFT

令和8年度 村民税・県民税(住民税)の申告について

◎原則、昨年度粟国村で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ事前にはがきで通知します。(令和8年1月末発送予定)

手元に届いていない場合は、役場総務課にて申告書を配布しておりますので、申告が必要な方は、手続きをお願いします。

令和8年度の村・県民税の申告相談を令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの期間に粟国村役場で行います。これは令和7年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和8年度の村・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和7年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、北那覇税務署にご案内する場合があります。

《お問い合わせ先》粟国村役場総務課税務係 098-988-2016

- ◆ 申告会場 粟国村役場 総務課 窓口
- ◆ 申告期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)
※土・日・祝日は除きます。
- ◆ 申告時間 午前9時～午後5時
- ◆ 受付内容 住民税申告、一般的な所得税申告



粟国駐在所だより

運転免許の講習 (70歳未満の方へ)

- 1 日時 令和8年3月頃(調整中)
- 2 対象者 ①粟国島で更新予定の70歳未満の方
②運転免許証の有効期限が8月末までの方
- 3 手数料 県証紙 1,400円

※講習を受講しないと粟国島では更新出来ません。

受付は粟国村役場をお願いします。

問い合わせは粟国村役場総務課又は粟国駐在所までお願いします。



旧正月期間中のごみ収集について

令和8年は、2月17日（火曜日）から19日（木曜日）が旧正月期間となりますので、ごみ収集はお休みとなります。

なお、2月23日（月曜日）からは通常通りの収集となります。

旧正月期間のごみ収集スケジュール

期 間	収集の予定
令和8年2月16日（月曜日）まで	通常どおり収集します
令和8年2月17日（水曜日）から 令和8年2月19日（木曜日）まで	収集はお休みです ※最終処分場も閉まります。
令和8年2月20日（金曜日）	午前中にもえるごみを収集します。 午後に生ごみを収集します。 ※剪定枝や葉などは回収しません。
令和8年2月23日（月曜日）	通常どおりもえるごみを収集します。

【ゴミ出しルールを守りましょう】

●ゴミはきちんと分別して、指定袋に入れて出してください。

【不法投棄は重大な犯罪です】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、不法投棄に対して厳しい罰則を設けており、不法投棄を行った個人には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科、法人には、3億円以下の罰金が課せられます。

村長日程表

R8年2月

2日(月) 出張 南部広域市町村圏事務組合 理事会

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

粟国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

固定資産税 第4期（納付期限） **2月27日(金)**
後期高齢者保険料 第8期（普通徴収） **2月27日(金)**

*粟国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料
- (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。
不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。
粟国村内であれば粟国郵便局(988=2004)でも対応可能です。

健康診断結果で生活習慣の見直し

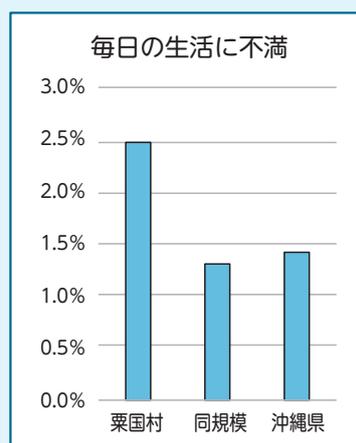
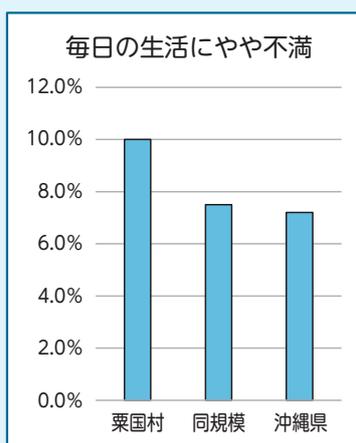
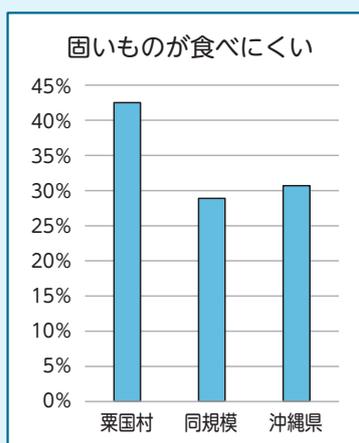


令和7年度の住民健診・がん検診の結果はお手元に届いているでしょうか？

健診を受けることで、身体症状として現れない自分の身体の中身を知ることができます。生活習慣病とは自覚症状があまりありません。そのため、**毎年健診結果を振り返り生活習慣を見直すことで、大きな病気を防ぐことにつながります。**

そこで、昨年度の健診結果に沿って少しお伝えします。

昨年度、健診を受けた方で、「**固いものが食べにくい**」と返答した方が全体の**42.5%**と半数近くの方が答えています。また、「**毎日の生活にやや不満**」と回答した方が**全体の10%**、「**不満**」と回答した方が**2.5%**となっています。これを粟国村と同規模の自治体をみても「**固いものが食べにくい**」が**28.9%**、「**やや不満**」が**7.5%**、「**不満**」が**1.3%**となっており**粟国村は同規模に比べて高い比率**となっています。



口腔と生活習慣は一見してあまり関係のないもののようですが、栄養（食・口腔）は健康長寿の3本柱の1本として考えられています。またフレイルという言葉を知ったことがあるでしょうか？フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」をいいます。フレイルを予防するためには健康長寿の3本柱をバランスよく実践することが大切です。粟国村では特に口腔の不安を訴えている方が多いので、口腔ケアについて紹介いたします。

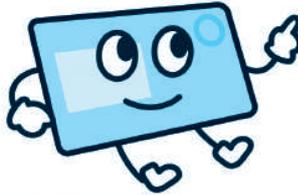
① 噛む力をきたえよう

- ・噛むためには歯があることが前提です。そこで、**歯が痛くなくても3ヵ月に1回は定期検診**を受けてもらい、しっかり磨けているかの確認、また磨き残した部分や歯石をきれいに落としてもらいましょう。**本島に出かけた際には歯科も受診**するようにしましょう。

② お口のケアをしっかりと

- ・お口のケアでもっとも重要なのは「**歯磨き**」です。歯磨きは毎食後に行うことが理想的ですが、**1日1回でもしっかり磨く時間**をつくりましょう。特に睡眠中は、唾液が減って細菌が繁殖しやすくなります。できれば**就寝前の歯磨きは念入り**に行いましょう。また**入れ歯の方は、週に1回程度、義歯清掃剤**を使用し目に見えない細菌を消毒しましょう。

ねん ぎん せい かつ しゃ し えん きゅう ふ ぎん
年金生活者支援給付金は、3種類。



以下の支給要件を満たしている方が対象です。
また、受け取るには請求手続きが必要です。

**01 老齢基礎年金を受給されている方へ
老齢年金生活者支援給付金**



支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が909,000円以下である。

給付額

月額5,450円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の(1)と(2)の合計額となります。

(1)保険料納付済期間に基づく額（月額）=5,450円×保険料納付済期間／480月

(2)保険料免除期間に基づく額（月額）=11,551円×保険料免除期間／480月

**02 障害基礎年金を受給されている方へ
障害年金生活者支援給付金**



支給要件

- 障害基礎年金を受けている。
- 前年の所得が4,794,000円*以下である。
（※扶養親族等の数に応じて増額。）

給付額

障害等級2級の方：月額 5,450円

障害等級1級の方：月額 6,813円

**03 遺族基礎年金を受給されている方へ
遺族年金生活者支援給付金**



支給要件

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得が4,794,000円*以下である。
（※扶養親族等の数に応じて増額。）

給付額

月額 5,450円

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

ご請求でお困りになったときには、お電話またはお近くの年金事務所へ。

給付金専用
ダイヤル

ナビ
ダイヤル

0570-05-4092

050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-5539-2216

【役場窓口（民生課）：TEL 098-988-2017】

令和8年度 栗国村へき地保育所 入所児童募集(申込受付)について

令和8年度の保育所入所について、「給付認定(保育所入所申込)」の受付を行いますので、令和8年4月1日から新規で保育所利用を希望される方は、下記期間内にお申し込みください。
募集案内や申請書・必要な添付書類等の詳細は、栗国村役場民生課窓口でお受け取り下さい。
申し込みの際は募集案内を十分にご確認いただき、申請書の記入漏れや添付書類の提出漏れのないようにお願いします。
(※入所希望者数が利用可能定員を上回る場合には、保育が必要な事由や状況など一定の基準により入所調整を行うことがあります。)

募集(受付)期間 令和8年2月2日(月曜日)～3月6日(金曜日)
募集案内等配布場所 栗国村役場 民生課
申込受付場所(提出先) 栗国村役場 民生課



- ※必ず添付書類とともに申請書を提出して下さい。
- ※在園児につきましては、保育所にて書類をお渡しします。
- ※年度途中で新規に保育利用を希望される方は、こどもが1歳6か月を迎える月の1日から利用可能となるため、**入所1か月前までに手続きをおこなってください。**
(利用定員に空きがない場合は、空き次第のご案内となります。)
- ※書類の提出が遅れた場合、希望月からの利用ができない場合もございます。
- ※事業主に就労証明書を記入していただく際、時間がかかる場合もあります。時間に余裕をもつて書類を受け取りにいらしてください。
- ※書類の不足がなく、不備もなく受付した日が申し込み日となります。

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属栗国診療所 診察時間のご案内

	月	火	水	木	金	土	日
午前 受付 8:30～11:30 診療 9:00～12:00	○	○	○	○ (血液検査)	○	休 診	
午後 14:00～17:00	特殊外来	老人ホーム	特殊外来 予防接種	訪問診療	特殊外来		

- ① 一般外来は午前診療のみであり、受付は11:30までですが、巡回診療にあたる日には10:00までとなりますので、島内放送で確認の上、早めの受診を心がけ下さい。
- ② 午後診療は特殊外来(専門医巡回診療・外科処置・禁煙外来・健康診断)および地域診療(老人ホーム・訪問診療・予防接種・会議など)となります。受診の希望がある場合には診療所まで連絡を下さい。
- ③ 午前に重症患者やへり搬送患者が発生した際には、一般外来を午後に繰り下げて行います。
- ④ 診療内容によっては時間指定等することもありますので、電話にて確認下さい。



沖縄県
Okinawa Prefecture

沖縄で働きたいあなたへ！

ちゅらっとターン交通費補助金

沖縄県への就職を支援するため、県外在住者の沖縄県内での就職活動にかかった交通費・宿泊費の半額(上限5万円)を最大3回補助します。

「県主催合同企業説明会」「インターンシップ」「採用面接」「就職のための移転」が対象です。

りっか沖縄、沖縄県電子申請サービスに登録(無料)

↓
就職活動後、企業様に就職活動証明書を書いてもらう

↓
「就職活動証明書」「領収書」「飛行機の区間、日付が確認できる書類」「ホテル名、宿泊期間が確認できる書類」「本人確認書類」「通帳写し」を事前に準備の上で、沖縄県電子申請サービスにアップロードして申請

大まかに、以上3つのステップで申請できます。

詳しくはHPをご確認ください。⇒



地域おこし協力隊だより

粟国村地域おこし協力隊活動報告会のお知らせ

◆日時

令和8年2月27日(金) 18時から

◆場所

東ふれあいセンター ホール

◆内容

各隊員から令和7年度活動報告及び令和8年度以降の活動予定
参加者の皆様と意見交流



〈昨年の報告会の様子〉

村民の皆様、友人知人等お誘いあわせの上、ご来場お待ちしております。

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

【愛称】

農業者年金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！

◆加入資格

60歳未満

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。

2月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに・第一航空 運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。※航空便の変更等に関する放送はございませんので、第一航空（株）にお問合せ下さい。

日 旧暦	曜日	フェリー運航予定		航空便 運航予定	行事予定	日 旧暦	曜日	フェリー運航予定		航空便 運航予定	行事予定
		泊発	栗国発					泊発	栗国発		
1	日	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00		15	日	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
12/14					12/28						
2	月	9:30	13:45	点検整備 為運休		16	月	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	マースヤー
12/15					17	火	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	旧正月	
3	火	9:30	13:45		12/16						
4	水	9:30	13:45			18	水	9:30	15:00	那 9:00 栗 11:00	令和8年船起し 12時30分から船内にて
12/17						19	木	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	村起こし
5	木	9:30	13:45	12/18							
6	金	9:30	13:45			20	金	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	第一航空臨時便
12/19						21	土	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
7	土	9:30	13:45			22	日	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
12/20						23	月	9:30	13:45		那 9:00 栗 11:00
8	日	9:30	13:45		シリガフー	24	火	運休		那 9:00 栗 11:00	渡嘉敷村への貸船
12/21						25	水	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
9	月	9:30	13:45		シリガフー	26	木	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
12/22						27	金	運休			
10	火	9:30	13:45			28	土	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
12/23						12/27					
11	水	9:30	13:45		建国記念の日						
12/24											
12	木	9:30	13:45								
12/25											
13	金	9:30	13:45								
12/26											
14	土	9:30	13:45								
12/27											

<p>【村運営バス・デマンド型乗合タクシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニー号（コミュニティバス） 港・空港の発着時刻に合わせて停留所を定期的に運行します。 ・りかりか号（デマンド型乗合タクシー） 予約して乗り合って目的地へ送迎 <p>《専用電話》080-9852-7362 上記以外の時間帯やバス・タクシーに関するお問い合わせ 《電話》098-988-2016</p>	<p>【航空機について】</p> <p>第一航空株式会社那覇営業所 電話番号 098-859-5531 運航日時：1日1往復 週4往復程度 (月・火・水・土曜日)</p>	<p>【民生委員】</p> <p>西地区担当：棚原宏明氏 東地区担当：安里和雄氏 浜地区担当：末吉浩一氏</p>
<p>船舶へのお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗国村船舶課（7:30～17:15） ・那覇船舶事務所（8:00～17:00） ☎ 098-862-5553 	<p>消費生活相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗国村役場民生課 ☎ 098-988-2017 ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370 	<p>【人権擁護委員】 呉屋貴美江氏</p> <p>【行政相談員】 笹沼 誠氏</p>